

## 〔研究ノート〕

## NISA（ニーサ）の拡充的展開

菊 谷 正 人

## I. はじめに

少額投資非課税制度である「ニーサ」(NISA)は、英国の「個人貯蓄口座」(Individual Savings Accounts: 以下、ISA と略す)をモデルにして平成26年(2014年)1月1日に導入された。英国では、(1)現金預金(cash deposits)、(2)株式(stocks and shares)及び(3)生命保険商品(life insurance products)に係るISAが、10年間の時限措置として1999年4月6日(英国における所得税の課税年度は4月6日から翌年の4月5日までの1年間である)に導入されていたが、2008年4月6日よりISAは恒久化されるとともに、「株式ISA」(stocks and shares ISAs)と「預金ISA」(cash ISA)に限定された<sup>(1)</sup>。

わが国で「ニーサ」(NISA)と通称されている日本版ISA(Nippon ISA)は、英国と同様に、10年間の時限措置として導入されているが、「株式ISA」に限定した少額投資非課税措置である。この非課税制度は、家計の安定的な資産形成支援と成長資金の供給拡大の両立を目的として、平成26年1月1日から平成35年(令和5年)12月31日までの10年間の予定で、毎年100万円までの上場株式等への投資から生じる配当所得・譲渡所得等について、投資した年から最長で5年間、源泉徴収税(所得税・住民税)を非課税とする租税優遇措置である(措法9の8、37の14)。

その後、平成28年(2016年)に年間非課税投資額の上限が120万円に修正されるとともに「ジュニアNISA」が新設され、平成30年(2018年)には「つみたてNISA」も増設され、従来のNISA(「一般NISA」と通称されている)と

選択的に適用できるようになった。さらに、令和6年(2024年)1月1日からは、年間非課税投資額の拡大・非課税保有期間の無期限化・口座開設期間の恒久化・累計投資上限額(生涯保有限度額)の新設等を含む抜本的拡充が予定されている。

本稿では、現行NISAの展開(平成26年における「ニーサ」(NISA)の創設、平成28年における「ジュニアNISA」の新設及び平成30年における「つみたてNISA」の追加)を概観した上で、令和6年に大幅に改訂される新NISAのポイントを解説するとともに、NISAに対する提言を開陳する。

## II. 現行NISA（ニーサ）の展開

## 1. NISAの創設—平成26年導入時におけるNISA

平成13年(2001年)11月30日に「租税特別措置法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第134号)が公布され、個人投資家の株式投資の租税負担を軽減し、個人の市場参加を促進するために証券税制の基本構造が改変された。株式等の譲渡益に係る源泉分離課税が平成15年(2003年)1月1日から廃止され、申告分離課税に一本化されるとともに、上場株式等(店頭売買株式、上場新株予約権付社債、外国上場株式等を含む)の税率も、26%(所得税20%、住民税6%)から20%(所得税15%、住民税5%)に引き下げられている。20%の税率は、預貯金の源泉分離課税における税率と同じであるが、1年を超える保有を条件にして、時限的軽

減措置として10%（所得税7%、住民税3%）の税率が採用された（菊谷（2014）9頁）。

平成21年度（2009年度）税制改正において日本版ISA（NISA）の素案が提示された後、平成22年度（2010年度）税制改正でNISA法制が整備され、平成24年（2012年）から平成26年（2014年）までの3年間に行う年間100万円までの上場株式等への投資について、配当所得・譲渡所得等の非課税措置が予定されていた。しかし、平成23年度（2011年度）税制改正において、低迷する金融市場・景気回復等を斟酌して、上場株式等に対する軽減税率（10%）が2年間延長されたことに伴い、NISAの導入時期も2年延長されることになった（山里（2013）65頁、金子（2015）217頁）。

平成25年（2013年）3月30日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第5号）により、上場株式等に係る10%の軽減税率は20%の本則税率に戻ったが、その代わりに平成26年（2014年）1月1日にNISAが導入され、一定の要件下で配当金・分配金及び譲渡益に対する源泉徴収税に非課税措置が講じられた。わが国のNISAは、「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号）によって容認される租税優遇措置であり、上場株式等に係る軽減税率（10%）の平成25年末廃止（すなわち、20%本則税率化への復帰）に伴う中和化措置として採用されたとも言える。円安・株高により日本経済・株式市場を取り巻く環境は好転したが、「貯蓄から投資へ」の流れが進まない中で、「眠った個人金融資産を活性化する起爆剤」としてNISAは金融業界にとっても期待された（日本経済新聞、2014年1月24日）。

わが国における「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置」であるNISAの口座を開設できる個人は、NISA開設年の1月1日現在で20歳以上である「居住者」又は国内に恒久的施設を有する「非居住者<sup>(2)</sup>」（以下、居住者等という）である（措法9の8）。英国のISAでは、ISAを開設できる個人は、英国の居住者（resident）と通常の居住者（ordinarily resident：当時の定義では、ある程度の永続性を示唆する「常住的居住者」（ha-

bitual resident）であり、たとえば3年以上滞在することが最初から明らかである個人）であり、16歳以上であることを条件にしていた（Melville（2007）p. 74, Tiley and Loutzenhiser（2013）p. 504）。英国では16歳以上の居住者等が開設可能者となるが、わが国のNISAの開設者は20歳以上の個人（居住者等）であり、日英では開設可能年齢は異なる。

NISA口座の開設は、一人一口座に限定され、金融商品取引業者等（証券会社、銀行・信託銀行、投資会社、郵便局、生命保険会社等）で行う必要がある。前述したように、投資可能期間は平成26年1月1日から平成35年（令和5年）12月31日までの10年間であるが、創設時には、NISA口座開設金融機関の変更は、同一勘定設定期間内（①平成26年～平成29年、②平成30年～平成33年、③平成34年～平成35年）には認められていなかった。

金融機関にNISA口座を開設する「勘定設定期間」が設けられているために、4年間（又は2年間）同じ金融機関で投資し、他の金融機関の金融商品を非課税枠で購入できない措置は、個人投資家（利用者）にとっては不便であると言わざるを得ない。このようなNISA口座開設要件に対して、日本経済団体連合会（（2013）14頁）が平成25年（2013年）9月9日に、「NISA（日本版少額投資非課税制度ISA：Individual Savings Accounts）については、平成26年から施行が予定されているが、非課税口座開設の柔軟化を行うなど、個人投資家の利便性をさらに高めるべきである。」と提言していた。平成27年（2015年）1月1日からは、NISAを普及・定着させる観点からNISA口座開設金融機関は1年単位で変更可能となった。

前述したように、NISAの種類・範囲（対象金融商品）は、上場株式等に関する非課税口座、すなわち英国でいう「株式ISA」に限定されている。対象金融商品となる「上場株式等」には、上場株式、上場株式投資信託（以下、ETFという）、公募株式投資信託、上場不動産投資信託（以下、REITという）等が含まれる。したがって、非上場株式、債券、公社債投信信託、預貯金、上場株価指数先物、金・プラチナ等はNISA

の対象とはならない。なお、NISAは新規投資を対象としているので、現在保有している上場株式等を非課税のNISA口座に移すことはできない。

上場株式等に係る配当等及び譲渡所得で、その非課税口座に「非課税管理勘定」を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に受けるものについては、所得税が課されない（措法9の8、37の14、措令25の13）。つまり、非課税保有期間（5年間）に非課税で保有できる投資総額は、最大で500万円となる。なお、非課税投資額枠の未使用分は翌年以降には繰り越してできない。

NISAの口座開設者に対しては、平成26年（2014年）1月1日から令和5年（2023年）12月31日までの10年間に投資する「上場株式等」について、毎年、100万円の投資額が非課税投資の上限額（maximum amount）となる。投資可能期間の10年間において1年の間（1月1日～12月31日）であれば、上限額の100万円を一挙に投資しても、分割して投資してもよい。NISAはいつでも引出し・売却が可能であるが、引出し・売却を行った分に対応する非課税投資額枠は再利用できない。

要するに、上場株式等から稼得した配当金・分配金や売却時の譲渡益に対して、5年間に限り、非課税措置が講じられている。たとえば、平成26年（2014年）に投資した場合、平成31年・令和元年（2019年）までの配当金・譲渡益等は非課税となる。

ただし、非課税期間内に上場株式等が値下りした場合には、NISAによるメリットは享受で

きない。値上がりした後に売却して得た譲渡益は課税されないが、値下りして売却した場合の譲渡損は他の課税口座（特定口座や一般口座）で保有している上場株式等の譲渡益との「損益通算<sup>(3)</sup>」を行うことができない。また、譲渡損を翌年度以降に繰り越すこともできない。

5年間の非課税保有期間が終了したNISAに対しては、(1) NISA口座以外の他の課税口座（特定口座や一般口座）に移管するか、(2) 翌年の非課税投資枠を利用してNISA内で保有し続ける「ロールオーバー」を採用するか、(3) 適時に売却処分するかを選択することができる。

上記(1)他の課税口座に移管する場合、移管時の時価が他の課税口座における取得価額となる<sup>(4)</sup>。したがって、非課税期間終了時（課税口座移管時）の時価によっては、将来の売却時に譲渡損益が異なり、源泉所得税に差が生じることになる。たとえば、100万円で購入していた上場株式が非課税期間終了時に150万円に値上がりし、NISA口座から特定口座に移管した場合、特定口座における取得価額は100万円ではなく150万円となる。その後に180万円で売却するならば、譲渡益として30万円（＝180万円－150万円）に20%（復興特別所得税を含めて20.315%）の源泉所得税が課税される。110万円で売却した場合には、譲渡損40万円には源泉所得税は課されない。

上記(2)非課税期間が終了する年の翌年の非課税投資枠を利用して、NISA内で保有し続ける「ロールオーバー」は、事前申出により可能である。ロールオーバー可能な金額に上限はなく、時価が100万円を超過している場合であっ

表1 NISA創設時におけるNISA口座開設要件

NISAの開設可能者	日本在住で、口座開設年の1月1日現在で満20歳以上の居住者等（成人）
NISAの対象商品（上場株式等）	上場株式、上場株式投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）等
年間非課税投資額	100万円
投資可能期間	10年間（平成26年1月1日～平成35年12月31日（令和5年12月31日））
非課税保有期間	5年間
非課税対象	配当金・分配金、譲渡益

出所：著者作成。

ても、その時価を翌年の非課税投資枠に移すことができる。

上記(3)非課税期間が終了した後売却した場合、原則的処理として譲渡益には20%の源泉所得税（復興特別所得税を含めて20.315%）が課税される。譲渡損には、他の課税口座の譲渡益と「損益通算」ができない。

表1では、平成26年1月1日に導入されたNISA創設時におけるNISA口座開設要件が示されている。

## 2. NISAの第一次展開 —平成28年における「ジュニアNISA」の新設

英国では、18歳未満の個人に適用される「若年ISA」(Junior ISA：以下、JISAと略す)が2011年11月1日に導入され、多くの点で「成年ISA」(adult ISA)と同じ開設要件が設けられている<sup>(5)</sup>。ただし、JISAの口座では、親権者が加入者となり、子供を受益者として開設される。毎年、一定の投資額(2011年当時には3,600ポンド)が非課税対象となり、預金又は株式に充当できる(すなわち、預金ISA又は株式ISAを開設できる)。JISAに投下された資金は、18歳に達するまでは凍結されるが、18歳に達すると自己の意志で自由に引き出すことができ、自動的に(成人)ISAに移管される(Melville(2013)p.71)。

わが国でも、平成28年(2016年)1月1日から未成年者(0歳~19歳)を対象にして、「ジュニアNISA」(未成年者少額投資非課税制度)が開設されるようになった(菊谷(2018)55頁)。英国のJISAでは、18歳未満の個人が開設可能であるが、わが国の「ジュニアNISA」の開設者は20歳未満の個人(居住者等)である(措法9の9、37の14の2)。日英では、未成年者の開設可能年齢が異なる。

「(成年)NISA」と同様に、「ジュニアNISA」の開設は、一人一口座に限定され、金融機関(証券会社、銀行・信託銀行、投資会社、郵便局、生命保険会社等)で行う必要がある<sup>(6)</sup>。ただし、複数の金融機関で開設できないし、ジュニアNISA口座を廃止しなければ金融機関の変更を行うことはできない。

「ジュニアNISA」においても、非課税口座(ジュニアNISA口座)の運用・管理は口座開設者本人の二親等以内の親族(父母又は祖父母)が代理して行い、子供又は孫(未成年者に限る)を受益者として開設できる。「ジュニアNISA」では、年間80万円の非課税投資額の上限が設定されている(措法37の14の2、措令25の12の8)。しかも、「ジュニアNISA」は、父母・祖父母からの贈与に限定されるものではない。

なお、「(成年)NISA」と同様に、「ジュニアNISA」の年間非課税投資枠の未使用分があっても翌年以降に繰越しはできない。期間終了後には、新たな非課税投資枠に移す「ロールオーバー」は利用できる。

英国のJISAと同様に、3月31日時点で20歳である年の前年12月31日までの間は、原則として、引出しはできない。「ジュニアNISA」は、子供の将来における進学・就職のための資産形成に設けられているので、20歳までは引出し制限が加えられている。もし20歳未満で引き出した場合には、「ジュニアNISA」に生じた過年度の利益には課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになる。ただし、災害等やむを得ない場合には、非課税の引出しは可能であるが、その際には、ジュニアNISA口座は廃止されることになる。また、ジュニアNISA口座を廃止した場合にも、過年度の利益は課税される。

「ジュニアNISA」の非課税制度期間内に口座開設者が成年に達した場合、20歳である年の1月1日に自動的にNISA口座が開設される。ただし、令和6年以降に非課税期間が終了する場合には、20歳になるまで非課税保有期間は継続・延長する。

なお、「ジュニアNISA」の新設に伴い、従来のNISAは「一般NISA」と呼称されるようになり、平成28年1月1日からは非課税投資額の上限は120万円に引き上げられ、現在に至っている。したがって、非課税保有期間(5年間)に非課税で保有できる投資総額は、最大で500万円から600万円に増加したことになる。

表2は、平成28年に新設された「ジュニアNISA」と従来のNISA(「一般NISA」)におけるNISA口座開設要件を比較・表示している。

表2 「ジュニア NISA」新設時における NISA 口座開設要件

NISA 関連事項	一般 NISA	ジュニア NISA
NISA の開設可能者	20 歳以上の居住者等	20 歳未満の居住者等（父母・祖父母が運用・管理者となる）
NISA の対象商品	上場株式、上場株式投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）等	上場株式、上場株式投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）等
年間非課税投資額	120 万円	80 万円
投資可能期間（口座開設期間）	10 年間（平成 26 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）	8 年間（平成 28 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）
非課税保有期間	5 年間	5 年間（ただし、令和 6 年以降であっても 20 歳まで非課税保有期間が継続できる）
非課税対象	配当金・分配金、譲渡益	配当金・分配金、譲渡益
引出し制限	なし	20 歳まで引出し不可
金融機関変更	変更可能	変更不可
ロールオーバー	可能	可能

出所：著者作成。

### 3. NISA の第二次展開 ― 平成 30 年における「つみたて NISA」の新設

幅広い年代に長期積立・分散投資を支援するために、「つみたて NISA」が平成 30 年（2018 年）1 月 1 日に導入された。「つみたて NISA」の対象商品は、投資初心者等にとって長期積立・分散投資に適した上場株式投資信託（ETF）と公募株式投資信託に限定されている<sup>(7)</sup>。しかも、金融庁に届け出され、指定された上場株式投資信託（ETF）又は公募株式投資信託に制限される。「つみたて NISA」は、安全な投資信託を利用した貯蓄に相当する NISA であり、英国の株式 ISA と預金 ISA を混合した形態の NISA となっている。

NISA 口座は、一人一口座に限られるので、「一般 NISA」又は「つみたて NISA」のどちらかを選択適用する必要がある。金融機関の変更は、「一般 NISA」と同様に可能であり、変更しようとする年の 9 月までに金融機関に変更手続きを済ませる必要がある。金融機関を変更した場合、変更前の金融機関の NISA 口座では金融商品の追加購入はできない。また、「一般 NISA」と「つみたて NISA」を年単位で変更する場合には、変更しようとする年の前年の 10 月から 12 月までに金融機関に変更手続きを完了して

いなければならない。

「つみたて NISA」の「累積投資勘定」における年間非課税投資額の上限は 40 万円であり、長期積立等支援であるために非課税保有期間は 20 年となっている（措法 9 の 8、37 の 14⑤四イ）。その場合、「つみたて NISA」は令和 5 年（2023 年）からの 20 年後の 2042 年までの投資非課税制度とされているので、たとえば、2042 年に購入した投資信託には 20 年間（2061 年まで）非課税で保有することができる。つまり、非課税対象の上場株式投資信託（ETF）又は公募株式投資信託への投資から稼得した分配金や売却時の譲渡益に対して、投資後 20 年間に限り、非課税措置が講じられている<sup>(8)</sup>。

ライフプランの三大支出である教育資金、住宅資金及び老後資金を積み立てるために、上場株式投資信託・公募株式投資信託に投資できる「つみたて NISA」を活用することが期待されている。たとえば、投資初心者が主として老後の資産形成のために NISA を利用する場合には、管理の手数が少ない「つみたて投資枠」で毎月数万円ずつを購入し、年間非課税投資枠 40 万円を投資する計画を設定すればよいであろう。老後の生活資金を確保するために 20 年間の投資期間があれば、長期運用による複利効果の大きい資産形成を非課税で実現できる可能性は高く

なる。

なお、「つみたて NISA」では、「一般 NISA」とは異なり、翌年の非課税投資枠に移す「ロールオーバー」は利用できない。

また、「ジュニア NISA」が非課税保有期間の 5 年間で終了した場合、「(成人) NISA」(「一般 NISA」と「つみたて NISA」)に移管できるが、「一般 NISA」にするか、「つみたて NISA」にするかを選択することができる。

民法改正により成年年齢が引き下げられたた

めに、令和 5 年(2023 年)1 月 1 日から「(成人) NISA」(「一般 NISA」と「つみたて NISA」)の開設可能者は 18 歳以上の居住者等となり、「ジュニア NISA」の開設可能者は 18 歳未満の居住者等となった。

表 3 では、平成 30 年に新設された「つみたて NISA」及び従来の NISA(「一般 NISA」と「ジュニア NISA」)との口座開設要件が比較・表示される。

表 3 「つみたて NISA」新設時における NISA 口座開設要件

NISA 関連事項	(成人) NISA (選択適用)		ジュニア NISA
	一般 NISA	つみたて NISA	
NISA の開設可能者	20 歳以上の居住者等 (令和 5 年 1 月 1 日から 18 歳以上の居住者等)	20 歳以上の居住者等 (令和 5 年 1 月 1 日から 18 歳以上の居住者等)	20 歳未満の居住者等 (令和 5 年 1 月 1 日から 18 歳未満の居住者等)
NISA の対象商品	国内・海外の上場株式、国内・海外の ETF・REIT、ETN 等	金融庁に届出・指定された ETF、公募株式投資信託	国内・海外の上場株式、国内・海外の ETF・REIT、ETN 等
年間非課税投資額	120 万円	40 万円	80 万円
投資可能期間 (口座開設期間)	10 年間 (平成 26 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日)	25 年間 (2018 年 (平成 30 年) 1 月 1 日～2042 年 12 月 31 日)	8 年間 (平成 28 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日)
非課税保有期間	5 年間	20 年間	5 年間 (ただし、令和 6 年以降であっても 20 歳まで非課税保有期間が継続できる)
非課税保有限度額	600 万円	800 万円	400 万円
非課税対象	配当金・分配金、譲渡益	分配金、譲渡益	配当金・分配金、譲渡益
引出し制限	なし	なし	20 歳まで引出し不可
金融機関変更	変更可能	変更可能	変更不可
ロールオーバー	可能	不可	可能

出所：著者作成。

### Ⅲ. NISA の拡格的展開—令和 6 年からの NISA 恒久化

日本の成人人口に占める NISA 口座の保有割合は約 2 割にとどまる。岸田文雄内閣は、「資産所得倍増プラン」として、今後 5 年で NISA の口座数を 3,400 万、投資額を 56 兆円にそれぞれ倍増する目標を掲げている (日本経済新聞、2023 年 3 月 29 日)。

家計の安定的な資産形成を継続的・長期的に支援するためには、個人投資家 (一般消費者) のための NISA は、時限的措置ではなく、恒久的措置に移行されるべきである。英国の ISA は、導入当初に 10 年間の時限的的制度として採用されていたが、社会・経済的変容に対処して恒久的な制度に変更された。英国における先行事例を範として、わが国でも所得税法 (昭和 40 年法律第 34 号) の一部改正が令和 5 年 3 月 28 日に

参議院本会議で可決・成立し、3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第3号)が公布され、NISAの恒久的措置が正式に決まった。つまり、家計金融資産の貯蓄から投資へのシフトを加速化させるために、口座開設期間の恒久化・非課税保有期間の無期限化・年間非課税投資額の大幅拡大等を講じる新しいNISAが令和6年(2024年)1月1日に導入される。

したがって、現行NISA制度の有効期限は令和5年(2023年)12月31日までとなる。「一般NISA」と「ジュニアNISA」の「非課税管理勘定」は2023年12月31日まで、「つみたてNISA」の「累積投資勘定」は2024年12月31日まで対象金融商品を受け入れられることとなっている。非課税保有期間の20年間が終了した「累積投資勘定」は、自動的にNISA口座以外の課税口座(特定口座や一般口座)に払い出される。

新しいNISAでは、「一般NISA」と「つみたてNISA」が実質的に統合され、選択適用から併用に変更される。その場合、令和6年(2024年)1月1日に「つみたてNISA」は廃止され、「特定累積投資勘定」として「つみたて投資枠」が創設される(改正後の措法9の8①三)。また、「一般NISA」を非課税口座として開設している居住者等は、「成長投資枠」として「特定非課税管理勘定」を設けた日以後に非課税措置を受けることができる(改正後の措法9の8①四、37の14①四)。すなわち、「一般NISA」の後継制度として「成長投資枠」、「つみたてNISA」の後継制度として「つみたて投資枠」が設定され、それらの選択適用が併用に転換される。

「成長投資枠」(特定非課税管理勘定)と「つみたて投資枠」(特定累積投資勘定)から成る「統合NISA」では、「成長投資枠」の年間非課税投資の上限額は2倍の240万円、「つみたて投資枠」の年間非課税投資の上限額は3倍の120万円と大幅に拡大する(改正後の措法37の14⑤六ハ・イ)。したがって、年間非課税投資額は最大で360万円となる。

しかも、「成長投資枠」(特定非課税管理勘定)と「つみたて投資枠」(特定累積投資勘定)について、勘定内で保有できる期間に期限が定めら

れていない(改正後の措法37の14⑤六)。要するに、投資可能期間(口座開設期間)は恒久化され、非課税保有期間は投資後5年又は20年から無期限となり、購入・投資した上場株式等は無期限に保有することができ、配当金・分配金や譲渡益は無期限に非課税となる。

NISAの非課税保有期間が無期限化し、NISA口座開設期間が恒久化するのであれば、利用できる累計投資額が多額になり過ぎるので、生涯で利用できる投資枠(以下、「生涯投資枠」という)は1,800万円に制限され、その内枠で1,200万円を「成長投資枠」に充てることができる(改正後の措法37の14⑤六イ・ハ)。要するに、非課税で保有できる総額は、現行NISAで600万円(=120万円×5年)又は800万円(=40万円×20年)のどちらかであったが、新NISAである「統合NISA」では「生涯投資枠」として1,800万円に拡大する。

その場合、「成長投資枠」の使用(併用)は任意であるので、生涯投資枠1,800万円を「つみたて投資枠」だけに充当することもできる。なお、年間非課税投資額は、従来どおりに対象金融商品の取得対価の合計額であるので、上場株式等を売却した場合には、その売却部分の年間投資限度額は復活しない(ただし、後述するように、累計非課税投資額枠は回復できる)。

新NISAの対象金融商品でも、「一般NISA」で認められていた国内・海外の上場株式、国内・海外のETF・REIT等が含まれるが、「成長投資枠」から①上場廃止が決まっている整理銘柄、上場廃止の恐れがある監視銘柄、②信託期間20年未満、毎月分配型及びデリバティブ型の投資信託は除かれる<sup>9)</sup>。たとえば、投資信託の信託期間を20年以上にするのは、話題の業種などを対象とする「テーマ型」(10年など短く設定されている)を排除するためである。毎月分配型では複利効果が薄いので、「成長投資枠」から除外される。レバレッジ効果の高いデリバティブ型では投資リスクが大きく、長期投資に適さないので、「成長投資枠」の対象商品から排除されている。

「成長投資枠」については、現行の「つみたてNISA」の金融商品対象条件の一部(具体的に

は、租税特別措置法施行令第25条の13⑤に規定されている部分）が用いられる（是枝（2023）55頁）。「成長投資枠」における対象金融商品は、従来の「一般NISA」よりも制限されることになる。

現行の「一般NISA」の5年間及び「つみたてNISA」の20年間の非課税期間は、新NISA導入後も有効であるが、「一般NISA」から新NISAへのロールオーバーはできない。

ただし、新NISAでは、非課税保有期間の無期限化によって、2024年以降はNISAに非課税保有期間を延期できる「ロールオーバー」の概念はなくなる（是枝（2023）52頁）。

現行のNISAでは、年間投資限度額を利用しなかったり、上場株式等を売却した場合には、その未使用分・売却分に相当する年間投資限度額は消え去り、再使用できない。つまり、年間非課税投資額枠の未使分を繰り越してできないし、上場株式等を売却しても非課税投資額枠は回復しない。新NISAの大きな変更点としては、「成長投資枠」は投資したときの金額（投資元本）に基づいて判断されるので、途中で上場株式等を売却したり、課税口座に払い出した場合であっても、原初投資時の金額が「生涯投資枠」

として回復できる（改正後の措法37の14⑤）。

たとえば、子供の大学進学資金200万円を捻出するために投資元本150万円の株式を200万円で売却した場合、50万円の利益は非課税となり、売却した場合における投資元本150万円は累計非課税投資額枠として回復・利用できる。ただし、再利用できるのは売却の翌年からであり、年間360万円の非課税投資額の上限は変わらない。

このように、「統合NISA」の「生涯投資枠」は投資したときの金額（投資元本）で判断し、その管理は残高ベースとなっているので、生涯投資枠1,800万円以内であれば、一生において都合のよい期間に使うことができる。たとえば、資金に余裕のない若い時期には利用しないで、資金に余裕ができる中高年時期になって投資を始めることも可能である。生涯投資枠1,800万円は一人当たりの金額であるので、夫婦二人で利用すれば大きな資産形成の増加も見込める。

新しい「統合NISA」では、①NISA口座開設期間の恒久化、②非課税保有期間の無期限化、③年間非課税投資額の大幅拡大、④「成長投資枠」（従来の「一般NISA」）と「つみたて投資枠」（従来の「つみたてNISA」）の併用、⑤「生

表4 令和6年導入予定の新しいNISAにおけるNISA口座開設要件

NISA 関連事項	(統合) NISA (併用)	
	成長投資枠 (特定非課税管理勘定)	つみたて投資枠 (特定累計投資勘定)
NISA の開設可能者	18歳以上の居住者等	18歳以上の居住者等
NISA の対象商品	国内・海外の上場株式、国内・海外のETF・REIT等（整理・監理銘柄、信託期間20年未満・毎月配分型の投資信託等を除く）	金融庁に届出・指定されたETF、公募株式投資信託
年間非課税投資額	240万円	120万円
非課税保有限度額 (総額)	計1,800万円	
	1,200万円（内枠金額）	
投資可能期間 (口座開設期間)	恒久化	恒久化
非課税保有期間	無期限	無期限
非課税対象	配当金・分配金、譲渡益	分配金、譲渡益
引出し制限	なし	なし
金融機関変更	変更可能	変更可能

出所：著者作成。



涯投資枠」(生涯保有限度額) 1,800 万円の新設、⑥累計非課税投資額枠の回復、⑦成長投資枠における投資対象商品の制限といった抜本的改革が施されることになる。新 NISA は、家計の安定的・継続的な資産形成を強力に支援するために、現行 NISA を抜本的に充実・拡充している。

表 4 では、令和 6 年 1 月 1 日に導入される新 NISA (「統合 NISA」) における口座開設要件が示されている。

なお、ジュニア NISA 口座 (非課税管理勘定) の投資可能期間は予定どおりに令和 5 年 (2023 年) 12 月 31 日をもって終了する。令和 6 年 (2024 年) 1 月 1 日以降、「ジュニア NISA」では上場株式等の新規購入はできない。

令和 5 年 12 月 31 日のジュニア NISA 制度終了時点で 18 歳になっていない場合には、令和 6 年以降の各年において 5 年間の非課税期間の終了した上場株式等を継続管理勘定に移管 (ロールオーバー) することができる (措法 25 の 13 の 8③)。既存の口座開設者の保有分 (非課税の継続管理勘定) については、1 月 1 日時点で 18 歳である年の前年の 12 月 31 日まで、上場株式等を非課税で継続保有できる。つまり、「ジュニア NISA」における非課税保有期間は、令和 10 年 (2028 年) 12 月 31 日に自然消滅することになるが、令和 6 年以降は、保有している上場株式等の金額について、年齢にかかわらず、災害等やむを得ない理由によらない場合でも、非課税で引出しが可能となる。

#### IV. 提言的結論—むすびに代えて

英国の ISA をモデルにして導入された NISA は、NISA の種類の拡大 (「ジュニア NISA」と「つみたて NISA」の新設)、年間非課税投資額の増額、NISA 口座開設者の年齢変更等を通じて充実されてきた。さらに、英国の ISA と同様に、10 年間の時限的措置から恒久的措置に大転換されることになる。ただし、わが国の NISA は英国の ISA に近づいてきたが、若干の相違点も存在する。

英国の「成年 ISA」では、「株式 ISA」及び「預金 ISA」における非課税投資額の上限額のうち、「預金 ISA」の上限額は一定額に制限され、残額を「株式 ISA」に投資することができる。もし「預金 ISA」に投資 (貯蓄) しなければ、「株式 ISA」に最大で上限額を投資可能である。しかも、非課税投資額の上限額は毎年増加している (Melville (2013) pp. 70-71)。

2011 年度からはその増加率を「小売物価指数」(Retail Prices Index) に連動し、一般消費者 (個人) の購買力維持のためにインフレーションを反映した非課税投資額が毎年設定されている (Genders (2013) p. 134, Sinclair (2013) p. 65)。たとえば、2012 年課税年度では、成年 ISA における非課税投資額の上限額は 11,280 ポンド (約 190 万円) であり、JISA の上限額は 3,600 ポンド (約 60 万円) であったが、2013 年課税年度では、成年 ISA における非課税投資額の上限額は 11,520 ポンド (約 193 万円) に増額され、JISA の上限額も 3,720 ポンド (約 62 万円) に増額されている (Melville (2014) pp. 70-71)。

租税法に限らず、わが国の成文法では、法的・形式的硬直性のために名目的価値に偏重する傾向にあるが、英国では、社会的・経済的変容を動的に対応して名目的価値思考ではなく経済的価値思考に立脚し、ISA に対しても「物価指数連動方式」(indexation system) が採択されている。

わが国では、平成 26 年の NISA 導入時には非課税投資額の上限は 100 万円であり、平成 28 年からは 120 万円に引き上げられたが、その後には 120 万円に拘束・放置されたままである。新しい NISA では、「成長投資枠」は 240 万円に倍増され、「つみたて投資枠」は 3 倍の 120 万円に増額されるが、その後には 240 万円又は 120 万円のままで放置されるかもしれない。仮に消費者物価指数が毎年 2% 上昇すると想定した場合、120 万円は 15 年後には約 89 万円に割引・減価している。

新たに「生涯投資枠」1,800 万円が設けられるが、非課税投資の上限額に対しても、経済的変容を度外視した法的・硬直的金額ではなく、英国の ISA のように、経済的価値思考に基づく「物価指数連動方式」が採択されるべきである。国際会計基準第 16 号 (IAS16 (2003 年改訂) par.34) も提唱したように、物価変動が大きく

ない場合であっても、少なくとも3年から5年ごとに再評価（revaluation）が必要であるかもしれない。

さらに、少額投資非課税制度の円滑な活用にとって課題となるのは、株式取引が100株単位で行われている点である。英米等では1株単位で株式を売買できるが、日本株は1単元100株単位で取引されているので、1株単位で投資できる英米よりも最低投資額が大きくなる。つまり、株価が24,000円（100株単位で240万円）を超えている銘柄（たとえば、SMC約690万円、キーエンス約610万円、ファーストリテイリング約320万円（2023年4月14日現在）等）の購入はNISA利用には断念せざるを得ない。日本の高額銘柄の投資は、NISAの購入対象から敬遠される恐れがある。個人投資家に少額投資非課税制度を本格的に活用させるためには、証券市場の改革も必要である。

報道によれば、新NISAに対応できるように、1株単位で株式を売買できる「単元未満株」（「ミニ株」とも通称されている）のサービスにネット証券会社が力を入れ始めた。楽天証券は、令和5年（2023年）4月17日からリアルタイムで単元未満株の売買を始める。SBI証券、マネックス証券も、単元未満株の約定のタイミングを始値や終値など、1日1回～3回程度に限定して単元未満株を提供する予定である（日本経済新聞、2023年4月14日）。

1株単位で売買できるならば、投資初心者あるいは若年層であっても高額銘柄を少額で株式投資できるケースが多くなり、個人投資家（一般消費者）にとって家計の安定的な資産形成が期待できる。「貯蓄から投資へ」の目標を達成するためには、株式投資環境の法整備及びそれに伴う個人投資家の増加を図る必要がある。

## 《注》

(1) 英国のISAの沿革及び特徴については、菊谷(2014) 1-15頁に詳しい。

1999年のISA導入当初には、(1) 現金預金、(2) 株式及び(3) 生命保険商品に係るISAが存在していた。「預金ISA」は、銀行口座・住宅金融組合預金口座（bank or building society account）あるいは特

定企画の国営貯蓄商品（specially-designed National Savings product）から成る。ISAの対象となる株式は、世界中の証券取引所に上場されている株式・有価証券（shares and securities listed on a stock exchange anywhere in the world）であり、「生命保険ISA」は、ISAのために特別に企画された生命保険証書（policies on the saver's own life）に限られていた。ただし、18歳未満の個人は「預金ISA」にしか投資できなかった（Melville (2003) pp.74-75）。2008年税制改正後には、「預金ISA」と「株式ISA」の二種類が租税優遇措置として恒久化されたために、成人人口の約半数がISA口座を保有するようになった。

(2) 所得税法上、「居住者」とは、日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する者であり、「非居住者」は、「居住者」ではあるものの、日本に国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において日本国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である者をいう。「非居住者」とは、上記居住者（非居住者以外の居住者及び非居住者）以外の個人をいう（所法2①三・四・五）。なお、「恒久的施設」（permanent establishment：以下、PEと略す）とは、事業を行う一定の場所や代理人のことをいい、「PEなければ課税なし」という国際課税の基本ルールによって、日本国内でPEと判定されるならば課税される。PEは、「支店PE」、「建設PE」及び「代理人PE」に区別されている。「支店PE」は、日本国内にある事業の管理を行う場所・支店・事務所・工場・作業場あるいは鉱山その他の天然資源の採取場所又はその他事業を行う一定の場所という。また、日本国内にある建設、据付工事又はこれらの指揮監督の役務提供につき、1年を超えて行う場所（長期建設工事現場等）は「建設PE」に該当する。「代理人PE」は、契約を締結する権限のある者又はそのための重要な役割を果たしている者をいう（所法2①八の四、所令1の2）。

(3) 「損益通算」とは、ある所得に損失（赤字）が生じた場合、他の所得（黒字）と相殺・控除し、その控除後の所得金額に基づいて課税標準を算定する手続きをいう。この場合、たとえば、NISA口座で譲渡損が生じていたとしても、特定口座の譲渡益とは損益通算できないので、特定口座の譲渡益に20%の源泉所得税が課税・徴収される。

- (4) 非課税期間が終了したNISA口座内に保有する上場株式等について、同じ金融機関に「特定口座」が開設されている場合には、特段の手続きを経ないで自動的に「特定口座」に移管される。別途の届出によっては、「一般口座」に移管することもできる。なお、「特定口座」(源泉徴収あり)で株式投資している場合、証券会社が源泉徴収しているため、確定申告は不要である。「一般口座」あるいは「特定口座」(源泉徴収なし)を開設している場合には、確定申告が必要である。
- (5) 英国のJISAは、若年者の将来のために税制優遇を付した資産形成制度であり、2005年1月に導入された「チャイルド・トラスト・ファンド」(Child Trust Fund: 以下、CTFと略す)の欠陥を改善する形で2011年11月1日に創設された。CTFは、対象年齢の該当者全員が口座を持つ制度であったが、JISAでは希望者のみが口座を開設することになった(Laing (2013) p. 126)。2011年に新設されたJISAでは、「預金ISA」又は「株式ISA」が利用可能であるが、当該投資資金の引出しは18歳になるまで制限された(Melville (2013) p. 71)。
- (6) わが国の「ジュニアNISA」を開設する場合、口座の運用・管理者である親族(父母又は祖父母)は金融機関からジュニアNISA口座開設書類を入手し、金融機関に当該書類を提出しなければならない。金融機関は税務署にジュニアNISA口座開設を申請し、税務署がその申請をチェック・確認した上で申請結果を金融機関に通知する。運用・管理者である親族が金融機関から申請結果の連絡を受けることによって、ジュニアNISA口座開設は完了する。
- (7) 「つみたてNISA」の対象商品となる公募株式投資信託は、販売手数料がゼロであり、信託報酬も一定水準以下に制限され、信託契約期間が無期限又は20年以上であり、分配頻度が毎月でないことなど、長期の積立・分散投資に適した投信信託である。投資初心者をはじめ広範な年代の個人にとって利用しやすい金融商品であるために、「つみたてNISA」の対象商品となっている。
- (8) 上場株式の配当金、上場株式投資信託(ETF)の収益分配金等は、証券会社の証券口座を通じて株式数比例配分方式で受け取る場合に限り、非課税となる。
- (9) 金融機関による「成長投資枠」を利用した回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法

令に基づく監督とモニタリングを実施する予定である。

## 《参考文献》

- 金子 宏 (2015) 『租税法 [第20版]』弘文堂。
- 菊谷正人 (2014) 「英国の『個人貯蓄口座』(ISA) に対する非課税制度の特徴—日本版ISA (NISA: 少額投資非課税制度) との比較分析—」『租税実務研究』第2号。
- 菊谷正人 (2018) 『税制革命 [改訂版]』税務経理協会。
- 是枝俊悟 (2023) 「NISAの抜本的拡充・恒久化とiDeCoの近時の改正」『税務弘報』第71巻第5号。
- 金融庁ホームページ (2023)。
- 日本経済団体連合会 (2013) 『平成26年度の税制改正に関する提言』。
- 山里 崇 (2013) 「日本版ISA (少額投資非課税制度) の拡充」『税務弘報』第61巻第6号。
- Genders, David (2013) *The Daily Telegraph Tax Guide 2013*, Kogan Page.
- International Accounting Standards Board (2004) *International Accounting Standard 16 (revised 2003) "Property, Plant and Equipment"*. -----  
IAS16 (2003年改訂)
- Jones, Tony (2011) *Taxation Simplified 2011-2012*, Management Books 2000 Ltd.
- Laing, Sara (2013) *Core Tax Annuals Income Tax 2013/14*, Bloomsbury Professional.
- Melville, Alan (2003) *Taxation Finance Act 2002 Eighth edition*, Pearson Education Limited.
- Melville, Alan (2007) *Taxation Finance Act 2006 Twelfth edition*, Prentice Hall.
- Melville, Alan (2009) *Taxation Finance Act 2008 Fourteenth edition*, Pearson Education Limited.
- Melville, Alan (2013) *Taxation Finance Act 2012 Eighth edition*, Pearson Education Limited.
- Melville, Alan (2014) *Taxation Finance Act 2013 Nineteenth edition*, Pearson Education Limited.
- Sinclair, Walter with Barry Lipkin (2013) *Tax Guide 2013-2014*, Palgrave Macmillan.
- Tiley, John and Glen Loutzenhiser (2013) *Advanced Topics in Revenue Law: Corporation Tax; International and European Tax; Savings; Charities*, Hart Publishing Ltd.

